

令和8年度小規模農家等営農継続支援事業補助金のご案内

水稻の営農継続に必要な農業機械更新経費の一部を助成します。

募集期間に計画を提出していただき、予算の範囲内で優先度の高い計画を決定、採択する補助金になります

補助対象者

- ・市内で10a以上の水稻を耕作する農業者
(認定農業者・認定新規就農者・個人農業者・個人農業者の任意組織・農業法人)
- ・機械更新後10年間水稻の経営面積を維持する前提であり、且つ高山市農業地域計画(目標地図)に位置づけられている方又は位置づけられる見込みである方
- ・当該機械で国・県等の補助を受けていない方
- ・市税の滞納の無い方

対象となる機械

<水稻の営農継続に必要な以下の農業用機械>

コンバイン、バインダー、ハーベスタ、カッター、田植え機、トラクター、
トラクターアタッチメント(畦塗機、ドライブハロー、ロータリー)

※ 新品・中古(2年以上耐用年数のあるもの)の購入機械を対象とする。

補助額

補助率: 補助対象事業費の1/4以内(千円未満、切り捨て)

上限額: 1農業者(組織・法人)あたり500千円

1農業者あたり当該補助活用は1回限りとする。



助成方法

- (1) 補助金を受けようとする農業者は、募集期間内に機械更新計画書及び更新予定機械の見積書(写し)等必要書類を市に提出する。
- (2) 市は計画書等を受理したあと、採択ポイントの高いものから予算内において10件程度を採択する。
- (3) 市は採択の可否について機械更新計画書等の提出者に通知し、採択の通知を受けた農業者は市に補助金交付申請を行う。

スケジュール

4月~6月	事業募集 (希望者の方:機械更新計画書等提出)
7月	採択の可否通知
8月	補助金申請 (採択された方)